

またもやパワハラ 人権が尊重される社会と職場を

故ジャーナリスト喜多川氏の性加害問題が連日報道されています。30年以上前から日本のマスコミは知りながら報じませんでした。この姿勢が被害を拡大させたのです。今年3月にBBCが報じて日本のマスコミも取り上げるようになりましたが、あまりにも遅すぎます。企業の利益を優先し、人権を尊重しない日本社会が今問われています。

問題にしない、

させない社会

マスコミに限らず社会全体、企業の中でもそれは言えます。性加害、パワハラ、ハラスメントの人権侵害は多くの職場にあります。しかも、同調圧力もあって問題にしない方が無難という風潮があります。また、スキル評価に影響するとして問題にしないものもあります。

郵政も同様だ

最近、私たちの組合への相談に部長のパワハラで体調不良になり、出勤できなくなったAさんがいます。○局の部長は仕事上のトラブルが起きた時、十分な精査をせずにAさんのミスとして決めつけて追い込んだのです。その言動からAさんは長期の療養をしなければならなくなったのです。Aさんは郵政ユニオンに

加入し、パワハラを行った部長に謝罪と再発防止の要求書を提出しました。

東京支社の「ハラズメン トワンポイント研修」という配布物には「ハラズメン トの主な原因は価値観の相違とコミュニケーション不足」、「相手を思いやる気持ち」と良好なコミュニケーションが重要」が書かれています。問題は部長クラスでもこのような視点を持っていない人がいることです。

地本は要求
書を提出



東京地本は、東京支社にパワハラ、ハラスメントを含む8項目の大会要求書を提出し、解決に向けた取り組みを行っています。皆さん、パワハラ、ハラスメントの根絶、人権が尊重される職場にするためにAさんのように一緒に声をあげていきましょう。

郵政20条裁判の日程

- 10月30日(月) 郵政20条追加訴訟
東京地裁631号法廷13時30分
本部・日巻委員長が証言します。
- 11月6日(月) 寒冷地手当控訴審
東京高裁511号法廷13時30分

